

各 位

静岡県伊豆市長

令和8年度償却資産の申告について

日ごろから当市税務行政に対し深いご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、固定資産税の課税対象となる償却資産については、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の保有状況について、その所在する市町村に申告していただくことになっています。

つきましては、申告書様式と参考用資料を同封しましたので、令和8年1月1日現在の償却資産の保有状況について、下記により申告書を提出されますようお願いします。

記

- 1 提出期限 令和8年2月2日（月）必着
- 2 提出先 伊豆市役所本庁税務課または各支所
- 3 提出書類 次ページをご覧ください

目次

申告に必要な書類	2
償却資産とは	2~4
税額等の算出方法	5
国税との主な違い	6
小型特殊自動車をお持ちの方へ	7
課税標準の特例	8
不均一課税	8

※ 申告書の記入例（A3裏表二つ折り）を挿入しています。

■市ウェブサイトから申告書様式（PDF）がダウンロードできます

貴方(社)独自の申告書様式の作成でもかまいません。

■ご希望であれば、市の受付印を押印した控えをお渡しします

郵送にて申告される方で控えをご希望の方は、
控え用の申告書写し および 切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

■インターネットによる電子申告の受け付けも行っています

詳しくは、eLTAX（エルタックス地方税ポータルシステム）をご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

■個人番号を記入した申告書を提出する場合は必要書類をご用意ください

本人が申告書を提出する場合	代理人が申告書を提出する場合
① 本人確認 運転免許証、 健康保険の被保険者証 等	① 申告者本人の番号の確認 申告者本人の個人番号カード または通知カード(写し可) 等
② 番号確認 個人番号カード、通知カード 等	② 委任状 ③ 代理人の身元確認 代理人の運転免許証 等

↓郵送用宛名ラベル

〒410-2413

静岡県伊豆市小立野38-2

伊豆市税務課 資産税スタッフ

償却資産担当行

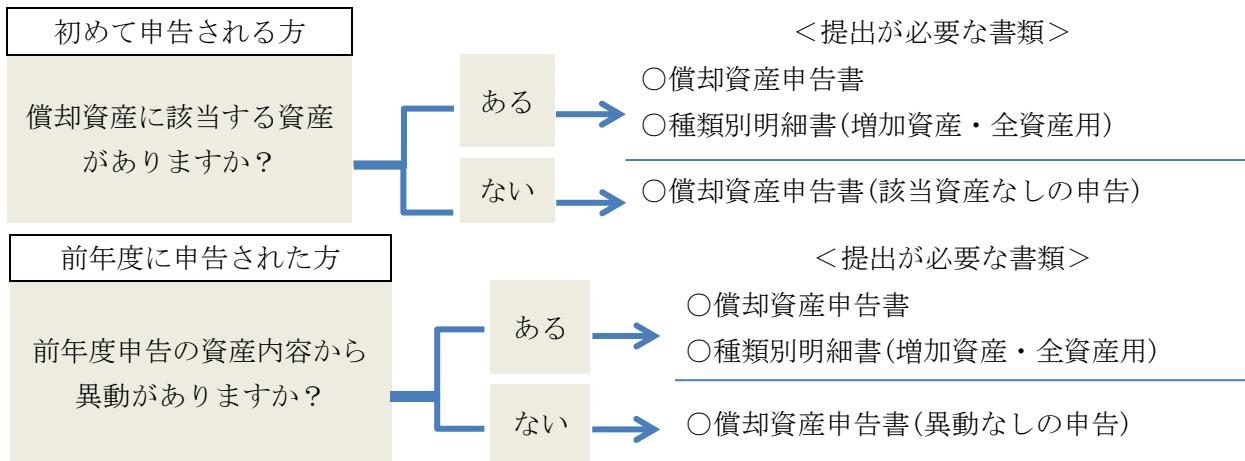
【申告書の提出(郵送)先・お問い合わせ】

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

伊豆市役所 市民部 税務課

資産税スタッフ TEL 0558-72-9852

■申告に必要な書類



*事業を廃業、譲渡または移転された方

償却資産申告書の「18 備考」欄に記入してください。

*事業主が亡くなられた場合

償却資産申告書の「1 住所・2 氏名」欄を、事業を引き継いだ方に訂正してください。

資産の異動の有無に関わらず毎年度申告が必要です。

■償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます（地方税法第341条第4号）。

(1) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類	資産の具体例
1 構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等、受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等[※償却資産と家屋の区分(4 ページ)をご参照ください]
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます)、太陽光発電設備(個人の住宅用で10kw未満の設備を除く)等
3 船舶	ボート、船舶、漁船、遊覧船等
4 航空機	旅客機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」)及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
6 工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(2) 業種ごとの主な償却資産

業種	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板（廣告塔、袖看板、ネオンサイン）、LAN設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
娛 樂 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・扉・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産で、賦課期日までに完成し、事業の用に供することができる資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（一時的に稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、いまだ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産

(3) 少額資産の取り扱いについて（申告対象から除外される少額資産）

- ① 使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産の内、一時に損金算入したもの
- ② 取得価額が20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

(4) 償却資産と家屋の区分表

建築設備とは、電気設備、給排水設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいい、固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。下表では、家屋と設備の所有者が同じ場合において、設備がどちらに区分されるか代表的なものを例示します。

設備の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電 氣 設 備	受変電設備	設備一式・配電盤(配線を含む)	屋内照明設備、配・分電盤
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備(配線を含む)	
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外配線	
	中央監視制御装置	装置一式(配線を含む)	
	電灯照明設備	屋外照明設備	配線
	電話設備	電話機、交換機などの装置・機器類	
	電気時計設備	親時計、埋込式以外の子時計、配電盤などの装置・機器類	
	拡声装置設備	マイクロホン、埋込式以外のスピーカー、アンプなどの装置・機器類	
	火災報知設備	屋外の設備	屋内の装置
給排水設備		特定の生産または業務用設備(配管を含む)、屋外設備、引込設備	高架水槽、圧力水槽
給湯設備		局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備		特定の生産または業務用設備(配管を含む)、屋外設備	左記以外の設備
焼却設備		焼却炉、煙突及び煙道	ダストシュート
空調設備		ルームエアコン、送風機	家屋と一体の設備一式
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備一式、寮・病院などの厨房設備	サービス設備以外の設備
洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備一式、寮・病院などの洗濯設備	サービス設備以外の設備
運搬設備		ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター
公衆浴場設備		温水器、ろ過器などの装置、ボイラー及びこれらの附属機器(配管類を含む)、煙突	浴槽設備
医療用機器設備		医療用設備・機器	X線用部屋周囲鉛設備・配管、ナースコール
機械式駐車設備		設備一式(ターンテーブルを含む)	自動車管制装置
その他特殊設備		スクリーン、場内無線設備、取外しの容易な簡易間仕切りなど	舞台、自動扉、鉄骨などの非常階段、避雷設備など

※ 家屋の所有者と異なる方(テナント)が貸ビル・貸店舗などに施工した内装・造作及び建築設備などについては償却資産として取り扱います

■税額等の算出方法

(1) 評価額の算出

評価額は、取得年月、取得価額および耐用年数に基づき、下記の計算式により算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産	$r = \text{耐用年数に応ずる減価率}$
取得価額 $\times (1 - r / 2)$	前年度評価額 $\times (1 - r)$	

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

＜減価残存率表＞

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2	1-r	r	1-r/2	1-r
2年	0.684	0.658	0.316	19年	0.114	0.943	0.886
3年	0.536	0.732	0.464	20年	0.109	0.945	0.891
4年	0.438	0.781	0.562	21年	0.104	0.948	0.896
5年	0.369	0.815	0.631	22年	0.099	0.950	0.901
6年	0.319	0.840	0.681	23年	0.095	0.952	0.905
7年	0.280	0.860	0.720	24年	0.092	0.954	0.908
8年	0.250	0.875	0.750	25年	0.088	0.956	0.912
9年	0.226	0.887	0.774	26年	0.085	0.957	0.915
10年	0.206	0.897	0.794	27年	0.082	0.959	0.918
11年	0.189	0.905	0.811	28年	0.079	0.960	0.921
12年	0.175	0.912	0.825	29年	0.076	0.962	0.924
13年	0.162	0.919	0.838	30年	0.074	0.963	0.926
14年	0.152	0.924	0.848				
15年	0.142	0.929	0.858	35年	0.064	0.968	0.936
16年	0.134	0.933	0.866	40年	0.056	0.972	0.944
17年	0.127	0.936	0.873	45年	0.050	0.975	0.950
18年	0.120	0.940	0.880	50年	0.045	0.977	0.955

【評価額の計算例】

令和7年9月取得の取得価額50万円のエアコン(耐用年数6年)の評価額

令和8年度 $500,000 \text{ 円} \times 0.840 = 420,000 \text{ 円}$

令和9年度 $420,000 \text{ 円} \times 0.681 = 286,020 \text{ 円}$

令和10年度 $286,020 \text{ 円} \times 0.681 = 194,779 \text{ 円}$

(以降 前年度計算額 $\times 0.681$)

令和16年度 $28,527 \text{ 円} \times 0.681 = 19,426 \text{ 円} < 25,000 \text{ 円}$ (取得価額の5%)

※令和16年度算出額が、取得価額の5%より小さくなりますので、

以降の評価額は 25,000 円となります。

(2) 税額の算出

課税標準額(1,000円未満切り捨て) \times 税率1.4% = 税額(100円未満切り捨て)

※課税標準額は、各資産の評価額を合計した額(決定価格)です。

免税点：課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は、課税されません。

■国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の時期	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として「固定資産評価基準」*に定める減価率(P5参照)によります。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物については定額法) 【平成28年4月1日以後の取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物及び構築物、建物付属設備については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。(注1)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。(税務署への届出書の写しを添付してください。)	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金または必要な経費に算入したものは課税対象外	一時の損金算入が可能または必要な経費に算入するものとします。
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金または必要な経費に算入したものは課税対象外(注2)	3年間で損金または必要な経費に算入ができます。
即時償却資産(中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります。	取得価額に相当する金額を損金または必要な経費に算入ができます。

*「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

■小型特殊自動車をお持ちの方へ

地方税法上、小型特殊自動車は公道を走る、走らないに関係なく毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。そのため、下記の規格に該当する小型特殊自動車を所有されている場合、固定資産税(償却資産)としては申告せず、軽自動車税の申告および登録をしていただくようお願いします。(すでに軽自動車として申告して登録されている場合は必要ありません。)

【軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車の規格(道路運送車両法施工規則第二条別表第一に規定する基準)】

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	総排気量 (リットル)	年税額 (円)
農耕作業用自動車(乗用) ※1	制限なし	制限なし	制限なし	35未満 ※3	制限なし	2,400
上記以外の小型特殊自動車 ※2	4.7以下	1.7以下	2.8以下	15以下	制限なし	5,900

※1 農耕作業用自動車(乗用)

- ・乗用農耕トラクター
- ・乗用田植機
- ・乗用マニアスプレッダー
- ・乗用コンバイン
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(※4)
(たとえば型式認定番号が「農***」のもの)

※2 上記以外の小型特殊自動車

- ・フォークリフト
- ・タイヤローラ
- ・ショベルローダ
- ・ロードローラ
- ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車

※3 最高速度35km/h以上で農耕作業用自動車のもの、最高速度15km/hを超える産業・建設車両等は、大型特殊自動車に該当します。大型特殊自動車には自動車税は課税されませんが、事業用資産の場合には固定資産税の課税対象となりますので償却資産の申告が必要となります。

※4 令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、農耕作業用トレーラが「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に指定されたことに伴い、上記表の農耕作業用自動車の基準を満たす農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象だったものが、軽自動車税種別割の課税対象となります。

- ◎ 乗用でないもの(歩行型農作業機など)は軽自動車税の課税対象ではありませんが、事業用の資産の場合は固定資産税(償却資産)の課税対象になります。
- ◎ 車種等の判別が困難な場合は、販売店へお問い合わせください。

これまで固定資産税(償却資産)として申告されていた場合の申告手順

1 償却資産の抹消申告

種類別明細書の該当資産に見え消し線を引き、摘要欄に「錯誤」と記入してください。

2 軽自動車税の登録申請

緑色のナンバープレートを交付いたしますので、お手数ですが伊豆市役所税務課、または各支所窓口にて申請願います。その際、印鑑、販売証明書(販売日・販売店の印鑑があるもの)、および車種・車名・車体番号がわかるものをご持参ください。

■課税標準の特例

地方税法で定める特例の要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。該当する資産を申告する場合は、その資産が特例の該当要件を満たしていることが分かるものを添付してください。

《特例の対象となる償却資産の一例》

対象資産	減額の割合	取得適用期間	必要書類
認定発電設備対象外で国の補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備	最初の3年 1/6	令和2.4.1～令和8.3.31	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたことを示す書類の写し
令和5年3月31日以前に伊豆市の認定を受けた先端設備導入計画に基づき新規に取得した先端設備※1	最初の3年 1/1	平成30.6.6(認定後)～令和5.3.31	
令和5年4月1日以降に伊豆市の認定を受けた先端設備導入計画に基づき新規に取得した先端設備※1	賃上げ表明無し 最初の3年 1/2	令和5.4.1～令和7.3.31	工業会証明書、先端設備等導入計画に係る認定申請書、先端設備等導入計画に係る認定について、先端設備等に係る投資計画に関する確認書、建築確認済証※2、建物の見取り図※2、家屋に設置される先端設備の購入契約書※2(すべて写しで可)
	賃上げ1.5%以上 最初の5年 2/3	令和5.4.1～令和6.3.31	
	賃上げ1.5%以上 最初の4年 2/3	令和6.4.1～令和7.3.31	
令和7年4月1日以降に伊豆市の認定を受けた先端設備導入計画に基づき新規に取得した先端設備※1	賃上げ1.5%以上 最初の3年 1/2	令和7.4.1～令和9.3.31	工業会証明書、先端設備等導入計画に係る認定申請書、先端設備等導入計画に係る認定について、先端設備等に係る投資計画に関する確認書、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類(すべて写しで可)
	賃上げ3.0%以上 最初の5年 1/4		

※1 先端設備等導入計画の申請先(観光商工課)と償却資産の申告先(税務課)は異なります。先端設備等導入計画の認定申請については、[伊豆市観光商工課\(TEL:0558-72-9911\)](tel:0558-72-9911)へお問い合わせください。

※2 令和5年3月31日以前に取得した事業用家屋について適用を受ける場合のみ必要となる書類です。

■不均一課税

伊豆市では、地域振興策の一環として、半島振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、地域再生法に基づき固定資産税の優遇措置を受けることができます。適用を受ける方は、固定資産税の不均一課税申請書に必要書類を添えて税務課へ提出する必要があります。

償却資産の申告制度について

償却資産は不動産登記簿により所有者・物件等を把握できないため、所有者からの申告により資産を把握しています。

そのため、償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の償却資産の保有状況について申告していただく必要があります。前年度から保有資産の増加・減少がない場合でも毎年申告をしていただくようお願いします。

正当な理由なく申告をしなかった場合や申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、過料を科す場合や、調査を行い申告漏れ資産分の不足税額及び滞金の追徴を行う場合がありますのでご注意ください。(地方税法第368条、385条、386条、伊豆市税条例第81条、87条)